

## 複数の現地機関に関する「横断的な課題」について

地域振興課

### 1 基本的な考え方

➤ 「横断的な課題」：複数の現地機関に関する横断的な課題

○部局長会議で決定する「横断的な課題」

地域振興局長が他の現地機関を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮

「平成 29 年 4 月 現地機関の見直しに係る県実施案」より

### 2 地域振興会議を経て部局長会議で決定するもの

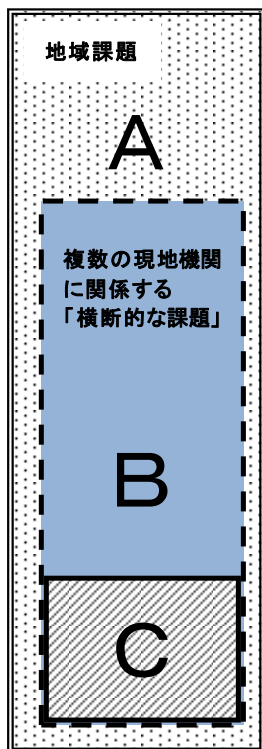
(1) 地域の固有課題または地域の特性を活かして取り組む特に重要な「横断的な課題」

(2) 知事が指示する事項 「観光地域づくり」



平成 31 年度の横断的な課題については、3月 22 日の部局長会議で決定予定

[地域課題への対応のイメージ]



1 複数の現地機関に関係せず、**個別の現地機関で処理する課題**



2 複数の現地機関に関する「横断的な課題」のうち、**各現地機関が主体となり、他機関と連携・協力しながら課題解決に当たるもの**  
⇒ **広義の「横断的な課題」**



3 複数の現地機関に関する横断的な課題のうち、**地域振興局長の統括の下に課題解決に当たるもの**  
⇒ **狭義の「横断的な課題」**

定義

- ・現地機関の長で構成する「地域振興会議」において設定された特に重要な「横断的な課題」
- ・知事が指示した「横断的な課題」

上記の「横断的な課題」で、部局長会議において決定したもの。  
(※本庁部局においても共有)



[参考]

地域振興局の設置に関する条例(抜粋)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るため、地域振興局を設置する。

長野県組織規則(抜粋)

(業務)

第56条の2 地域振興局は、地域振興局の設置に関する条例に規定するところにより、知事の権限に属する事務を分掌するとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るところである。

(部長等)

第239条

4 別表第36の左欄に掲げる現地機関に、同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

(別表第36)(第239条関係)

現地機関に置く職及び職務(抜粋)

左欄	中欄	右欄
地域振興局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督、複数の現地機関(当該局長が所属する地域振興局の管轄区域の全部又は一部を管轄する現地機関に限る。以下同じ。)に関する横断的な課題(以下「横断的な課題」という。)で知事が別に定めるものに関する事務の統括掌理、横断的な課題で知事が別に定めるものを解決するための他の現地機関の長に対する必要に応じた指示並びに横断的な課題を解決するための他の現地機関の長の相互の調整及び当該現地機関の長に対する支援